

鹿教教第1号
令和4年4月1日
(教職員課扱い)

各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

学校職員の服務規律の厳正確保と学校における業務改善等について(通知)

学校職員の服務規律の厳正確保については、本県教育界を挙げて取り組んできているところですが、別添資料のとおり、昨年度は窃盗やわいせつ行為など、学校職員への信頼を揺るがす不祥事が発生しており、誠に残念であります。学校職員一人一人が教育に携わる者としての自覚を堅持し、県民の教育に対する信頼を損ねることがないよう、努めなければなりません。

また、学校における業務改善については、「学校における業務改善アクションプラン」(平成31年3月20日県教委策定)の計画期間は終了しましたが、教育の質の維持・向上を図るために、各市町村教育委員会で制定した上限方針等に基づき、引き続き、学校職員の意識改革や効率的・効果的な業務の推進などに取り組んでいく必要があります。

については、貴職におかれましては、年度当初にあたり、服務監督権者として、管下の学校長を通じて、全ての学校職員に対し、下記の事項を重点に指導を徹底してください。

記

1 服務規律の厳正確保

(1) わいせつ行為の根絶

わいせつ行為は、人としての尊厳を傷つけるものであり、学校職員が絶対に行ってはならない重大かつ深刻な非違行為である。発生した場合の児童生徒、保護者が受ける心の傷の大きさは計り知れず、社会全体からの学校教育そのものに対する信頼を著しく損なうものであり、児童生徒に対するわいせつ行為をした教職員は免職、児童生徒以外の者に対するわいせつ行為は免職又は停職と厳しい処分をもって臨んでいる。管理職は、職員一人一人に対し、公序良俗に反する行為等を厳に慎み、常に自らを律し行動するよう、指導を徹底すること。

また、スマートフォン等を用いたSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)については、信用失墜行為にあたるような行為は行ってはならない。

(2) 職場におけるハラスメントの防止等

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントは、人としての人格や尊厳を侵害し、勤務意欲の低下や職場環境の悪化を招くものであることから、児童生徒を指導する立場にある学校職員としては、決して行ってはならない。その防止に向けて管理職は、良好な職場環境の確保に努め、相談窓口の周知や利用しやすい相談体制づくり、研修等の在り方を再点検し、職員一人一人の意識を高めること。

また、職員等から苦情や相談があった場合には迅速かつ適切に対処し、「教職員よろず相談」制度等の活用についても職員への周知を図ること。

(3) 体罰等の禁止

体罰は、学校教育法において禁止されている違法行為であるのみならず、児童生徒の身心に深刻な影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為であり、いかなる場合も行ってはならない。各学校においては、体罰に関する正しい認識の徹底及び主体的な体罰の実態把握等、体罰の防止に向けて全校で取り組む態勢を構築すること。

なお、指導に当たっては、体罰はもちろんのこと、暴言等の威圧的な指導を行わないように、日頃から児童生徒の深い理解に努め、信頼関係を築くなど、児童生徒の人格を尊重した指導を行うこと。

(4) 飲酒運転の根絶、速度超過及び交通事故等の防止

学校職員は、児童生徒に対して交通法令の遵守について指導する立場にあることから、交通法規違反、とりわけ、命に関わる重大事故につながる可能性が高い飲酒運転や速度超過については、厳しい処分をもって臨んでいる。職員一人一人が、交通法規の遵守を改めて強く自覚すること。

なお、飲酒運転は、絶対に許されない行為であり、本人の自覚により防げるものであることから、懲戒免職を含む厳しい処分を行っている。職員一人一人の状況等を把握し、あらゆる機会をとらえて具体的な指導や徹底した注意喚起、見届けを行うこと。

※ 服務規律の厳正確保については、「個別服務指導強化期間」（4月から5月）や「不祥事防止強化月間」（8月・12月）など、年間を通じて、職員一人一人の身上を把握した上で具体的に取り組むよう指導を行うこと。

2 学校職員の健康及び福祉の確保

(1) 学校における業務改善の推進

各市町村教育委員会が給特法第7条第1項に規定する指針に基づいて定めた「教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置」の徹底を図るとともに、具体的には、「学校における業務改善アクションプラン」に示した重点取組（「業務改善に対する意識改革」、「事務の負担軽減と専門スタッフ等の活用」、「授業準備の効率化と時間確保」、「部活動に係る勤務状況の改善」）や各学校の実践事例等も参考にしながら、各学校の実情に応じた取組を推進すること。

(2) 心身の健康の保持増進

在校等時間を客観的に把握できるタイムカード等を日常的に活用するなどして、職員の心身の健康状態の把握に努めるとともに、定期健康診断や人間ドック等を利用して、積極的に健康管理に努めるよう指導すること。特に、精密検査が必要とされた職員については、必ず二次検診を受診するよう指導すること。

また、心の健康の保持増進のため、校内研修やストレスチェックの活用等により職員の心の健康に対する認識を高め、日頃から不安やストレス等の除去や、相談しやすい職場環境づくりに一層努めるとともに、積極的に「教職員よろず相談」や「メンタルヘルス相談」等の相談窓口を利用させたり、専門医へ支援を求めたりするなど、早期に適切な対応を行うこと。

3 会計事務の適正化と金品の管理

学級会計等を含む会計事務については、複数の者での点検や管理職による確認などの校内チェック体制を実効性のあるものに更に強化して、支払遅延や過年度に属する経費の追給や返納がないよう厳正かつ的確に処理すること。

また、公私の別を問わず、教室や職員室等に現金を絶対に置かないようにするなど、金品の管理を厳重にし、盗難防止に努めること。

4 個人情報、公文書等の厳正な管理

児童生徒や保護者、職員等の個人情報など、職務上知り得た情報については、個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、厳正な管理を行うこと。

特に、各教育委員会や各学校で定めた「情報セキュリティポリシー」や「個人情報の取扱いに関するガイドライン」、また、マイナンバー制度導入に伴う特定個人情報の取扱規程等を遵守し、個人情報が記載された公文書やデータの保管管理を徹底し、取扱いには細心の注意を払うこと。

鹿教教第1号
令和4年4月1日
(教職員課扱い)

各県立学校長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

学校職員の服務規律の厳正確保と学校における業務改善等について(通知)

学校職員の服務規律の厳正確保については、本県教育界を挙げて取り組んできているところですが、別添資料のとおり、昨年度は窃盗やわいせつ行為など、学校職員への信頼を揺るがす不祥事が発生しており、誠に残念であります。学校職員一人一人が教育に携わる者としての自觉を堅持し、県民の教育に対する信頼を損ねることがないよう、努めなければなりません。

また、学校における業務改善については、「学校における業務改善アクションプラン」(平成31年3月20日県教委策定)の計画期間は終了しましたが、教育の質の維持・向上を図るために「鹿児島県立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則(令和2年鹿児島県教育委員会規則第5号)」に基づき、引き続き、学校職員の意識改革や効率的・効果的な業務の推進などに取り組んでいく必要があります。

については、各校長は、年度当初にあたり、全ての学校職員に対し、下記の事項を重点に指導を徹底してください。

記

1 服務規律の厳正確保

(1) わいせつ行為の根絶

わいせつ行為は、人としての尊厳を傷つけるものであり、学校職員が絶対に行ってはならない重大かつ深刻な非違行為である。発生した場合の児童生徒、保護者が受ける心の傷の大きさは計り知れず、社会全体からの学校教育そのものに対する信頼を著しく損なうものであり、児童生徒に対するわいせつ行為をした教職員は免職、児童生徒以外の者に対するわいせつ行為は免職又は停職と厳しい処分をもって臨んでいる。管理職は、職員一人一人に対し、公序良俗に反する行為等を厳に慎み、常に自らを律し行動するよう、指導を徹底すること。

また、児童生徒とSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等を利用した私的なやりとりは行わないこと。

(2) 職場におけるハラスメントの防止等

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントは、人としての人格や尊厳を侵害し、勤務意欲の低下や職場環境の悪化を招くものであることから、児童生徒を指導する立場にある学校職員としては、決して行ってはならない。その防止に向けて管理職は、良好な職場環境の確保に努め、相談窓口の周知や利用しやすい相談体制づくり、研修等の在り方を再点検し、職員一人一人の意識を高めること。

また、職員等から苦情や相談があった場合には迅速かつ適切に対処し、「教職員よろず相談」制度等の活用についても職員への周知を図ること。

(3) 体罰等の禁止

体罰は、学校教育法において禁止されている違法行為であるのみならず、児童生徒の身心に深刻な影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為であり、いかなる場合も行ってはならない。各学校においては、体罰に関する正しい認識の徹底及び主体的な体罰の実態把握等、体罰の防止に向けて全校で取り組む態勢を構築すること。

なお、指導に当たっては、体罰はもちろんのこと、暴言等の威圧的な指導を行わないよう、日頃から児童生徒の深い理解に努め、信頼関係を築くなど、児童生徒の人格を尊重した指導を行うこと。

(4) 飲酒運転の根絶、速度超過及び交通事故等の防止

学校職員は、児童生徒に対して交通法令の遵守について指導する立場にあることから、交通法規違反、とりわけ、命に関わる重大事故につながる可能性が高い飲酒運転や速度超過については、厳しい処分をもって臨んでいる。職員一人一人が、交通法規の遵守を改めて強く自覚すること。

なお、飲酒運転は、絶対に許されない行為であり、本人の自覚により防げるものであることから、懲戒免職を含む厳しい処分を行っている。職員一人一人の状況等を把握し、あらゆる機会をとらえて具体的な指導や徹底した注意喚起、見届けを行うこと。

※ 服務規律の厳正確保については、「個別服務指導強化期間」（4月から5月）や「不祥事防止強化月間」（8月・12月）など、年間を通じて、職員一人一人の身上を把握した上で具体的に取り組むよう指導を行うこと。

2 学校職員の健康及び福祉の確保

(1) 学校における業務改善の推進

給特法第7条第1項に規定する指針に基づいて定めた「鹿児島県立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るために措置に関する規則（令和2年鹿児島県教育委員会規則第5号）」の徹底を図るとともに、具体的には、「学校における業務改善アクションプラン」に示した重点取組（「業務改善に対する意識改革」、「事務の負担軽減と専門スタッフ等の活用」、「授業準備の効率化と時間確保」、「部活動に係る勤務状況の改善」）や各学校の実践事例等も参考にしながら、各学校の実情に応じた取組を推進すること。

(2) 心身の健康の保持増進

在校等時間を客観的に把握できるタイムカード等を日常的に活用するなどして、職員の心身の健康状態の把握に努めるとともに、定期健康診断や人間ドック等を利用して、積極的に健康管理に努めるよう指導すること。特に、精密検査が必要とされた職員については、必ず二次検診を受診するよう指導すること。

また、心の健康の保持増進のため、校内研修やストレスチェックの活用等により職員の心の健康に対する認識を高め、日頃から不安やストレス等の除去や、相談しやすい職場環境づくりに一層努めるとともに、積極的に「教職員よろず相談」や「メンタルヘルス相談」等の相談窓口を利用させたり、専門医へ支援を求めたりするなど、早期に適切な対応を行うこと。

3 会計事務の適正化と金品の管理

学級会計等を含む会計事務については、複数の者での点検や管理職による確認などの校内チェック体制を実効性のあるものに更に強化して、支払遅延や過年度に属する経費の追給や返納がないよう厳正かつ的確に処理すること。

また、公私の別を問わず、教室や職員室等に現金を絶対に置かないようにするなど、金品の管理を厳重にし、盗難防止に努めること。

4 個人情報、公文書等の厳正な管理

児童生徒や保護者、職員等の個人情報など、職務上知り得た情報については、個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、厳正な管理を行うこと。

特に、県教育委員会情報セキュリティポリシーや県教育委員会の保有する個人情報の適正管理に関する要綱、また、マイナンバー制度導入に伴う特定個人情報の取扱規程等を遵守し、個人情報が記載された公文書やデータの保管管理を徹底し、取扱いには細心の注意を払うこと。